

## 資料4 今後の進め方(案)

---

# 今後の進め方(案)について

回数	時期	議題	
第7回～	4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的要件の検討</li> <li>・将来的な活用のあり方検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術的要件の検討に向けた議論</li> <li>○将来的な活用のあり方検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢国内外事例の調査</li> <li>➢具体的な利活用方策                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ICカードの空き容量のサイズを検討するため、具体的に想定される利用シーンを整理 (利用シーンのアイデアを募集することも検討)</li> <li>例) 行政機関: 検査情報の一元管理、無車検・無保険対策への活用 等</li> </ul> </li> <li>➢空き容量の利用に係る管理体制・運用方法等を整理</li> </ul> </li> <li>○その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢電子自動車検査証導入後の自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)申請の充実・拡充</li> </ul> </li> </ul>

# (参考)マイナンバーカードにおける利活用方策について①

- 国、都道府県、市区町村、民間事業者等は、マイナンバーカードのICチップの空き容量にアプリ(カードAP)を搭載することで、さまざまなサービスを利用者に提供できる

## サービス提供の流れ

### STEP 1 マイナンバーカードへカードAPを搭載します。

**マイナンバーカードアプリケーション搭載システムの利用**

マイナンバーカードを利用して、サービスを提供する方法として、カードAPを搭載する方法があります。

マイナンバーカードにカードAPを搭載するには、マイナンバーカードアプリケーション搭載システム(以下「カードAP搭載システム」という。)が必要になります。

カードAP搭載システムを利用することで、空き領域(拡張利用領域。ただし、市区町村が使う場合は「広域サービス向け領域」という。)にカードAPの搭載が可能となります。

カードAPを搭載する際には、自動的に利用者ID(利用者特定する一意の番号\*)が書き込まれます。

※マイナンバーではありません。  
※利用者ID以外にも、様々な情報を書き込むことができます。

### STEP 3 マイナンバーカードで様々なサービスを利用できるようになります。

業務システムへの登録が済みしたら、サービス利用先でマイナンバーカードをICカードリーダーにかざすだけですぐに使えます。

サービスごとにカードが必要だったものが、マイナンバーカードでは、各システムに応じたカードAPをそれぞれ搭載できますので、マイナンバーカード1枚でさまざまなサービスにご利用いただけます。

また、カードAP搭載システムを利用することで、マイナンバーカードを交付した市区町村の住民向けサービスだけでなく、国、都道府県、市区町村、民間事業者等が、全国の住民にサービスを提供できるようになります。

### STEP 2 サービスを提供するシステムへ利用者情報を登録します。

マイナンバーカードにカードAPを搭載した後に、サービスを提供するシステム(以下「業務システム」という。)への登録が必要となります。

カードAP内に書き込まれた利用者IDを業務システムの利用者情報に登録します。

登録する方法としては、J-LISが無償で提供しているカードAP内の情報を読み取るソフトウェア(カードAPアクセスモジュール)を利用することで、業務システムへの登録が簡単に行えます。

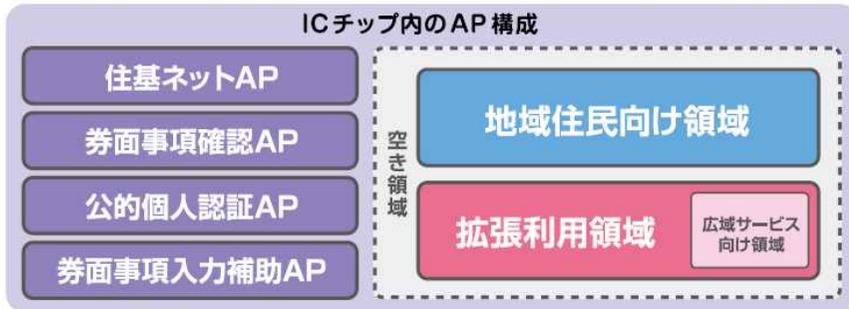
### STEP 4 引越してもサービスを引き続き利用することができます。

引越してもA市のサービスがそのまま使える!!

空き領域のうち、拡張利用領域に搭載したカードAPは、カードの更新まで引き続き利用可能ですので、引越し等によってサービスが利用できなくなることはありません。

なお、利用者がサービスの停止を希望するときは、搭載窓口で随時カードAPを削除することができます。

## 1. ICチップ内のAP構成



カードAP搭載システムを利用することで、ICチップ内の「地域住民向け領域」及び「拡張利用領域」へカードAPを搭載することが可能です。それぞれの領域の特徴は、次のとおりです。

領域	利用可能団体	転出の際の処理
地域住民向け領域	住民票のある市区町村	転出とともにカードAPが自動で消える
拡張利用領域	国、都道府県、市区町村、民間事業者等	転出しても搭載したカードAPが消えない

## 2. 空き情報(拡張利用領域)に搭載するカードAP

<データ保存方法>

**タイプA (レコード型AP)**

レコードヘッダ 利用者ID※ レコードヘッダ 情報1 レコードヘッダ 情報2 全長 255bytes

相互認証を行うため、厳格な認証が可能なカードAPです。(主に、コンビニ交付、印鑑登録証、自動交付機等で使用。)

<データ保存方法>

**タイプC (共通カードAP)**

ヘッダ 利用者ID※ ヘッダ 情報1 ヘッダ 情報2 ヘッダ 情報3 全長 33bytes

カードをかざすだけで利用者IDを読み出すことが可能なカードAPです。(主に図書館、ポイントサービス等で使用。)

<データ保存方法>

**タイプD (バイナリ型AP)**

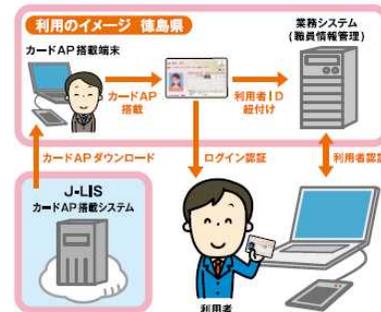
利用者ID※ 情報1 情報2 …… 業務タイプDでは、データ読み出し時に暗号化必須 全長 255bytes

格納できるデータ容量が大きく、データの暗号化を行うカードAPです。(主に、避難者情報等の4情報を取り扱うサービスで使用。)

※利用者ID(13bytes)は、自動で書き込まれます。カードAP内は、利用者ID以外にも情報の書き込みが可能です。標準カードAPの利用が適さないシステムにおいては、独自仕様のカードAP(以下「独自カードAP」という。)を利用することも可能です。(カードアプリケーションアダプタを使用した独自カードAPを、J-LISが無償で提供します。)

## 3. 個人番号カードの具体的な利活用状況

### 都道府県で初となる職員証としての利用(徳島県)

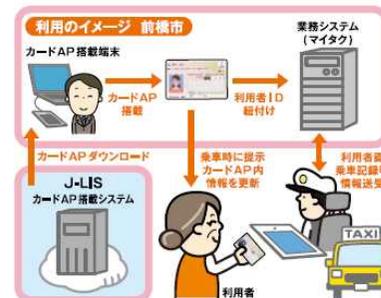


徳島県ではこれまで、総務省によるマイナンバーカードの普及促進策の一環として、マイナンバーカードを職員証として利用する検討を進めてきました。

今回、カードAP搭載システムを利用して、マイナンバーカードの拡張利用領域へカードAPを搭載し、搭載時に書き込まれる利用者IDを利用して、既存の各業務システムのアクセス権限やログインIDなどの職員情報と紐付けることで、様々なサービスへの利用が可能になる点に着目し、利用することとしました。

マイナンバーカードを利用する方式としたことで、これまで必要であった認証用ICカードの発行コストを抑えることができ、経費節減にも繋がりました。今後もマイナンバーカードの多目的利用を積極的に検討し、業務効率化を進めていきます。

### 市町村独自サービスへの利用(群馬県前橋市)



前橋市では、以前より移動困難者対策としてタクシー運賃の一部を支援する「マイタク」制度を実施していましたが、利用者は、利用登録証及び利用券といった複数の紙製の券を管理・携帯する必要がありました。そこで、利用者の負担軽減等を目的として、利用登録証及び利用券の機能をマイナンバーカードへ集約することとしました。

また、導入にあたり、地元のタクシー会社とも連携し、料金精算後に乗車記録等を前橋市の業務システムと情報共有することで、最新の利用状況の把握がより簡易に可能となりました。

これにより、利用者の負担軽減だけではなく、管理業務の効率性向上にもつながりました。

### セキュリティルームへの入退室制御(株式会社TKC)



TKCでは以前より、マイナンバーカードを活用したサービス提供を通じ、住民の利便性向上を図ることを目的として、カードの普及促進・利用拡大に貢献してきました。2017年3月には、新たな取り組みとして「民間事業者におけるマイナンバーカードの利活用における運用基準」を達成し、社内業務でのカード利活用を進めています。

具体的には、「セキュリティルームへの入退室制御(タイプC利用/2017.11~)」「個人情報取扱業務の認証・認可(タイプD利用/2018.02~)」をそれぞれ開始し、順調に稼働しています。これらの活動により、従前、紙ベースで行っていた手続きがほぼシステム化されたため、手順が簡素となり、ペーパーレスにも貢献しています。

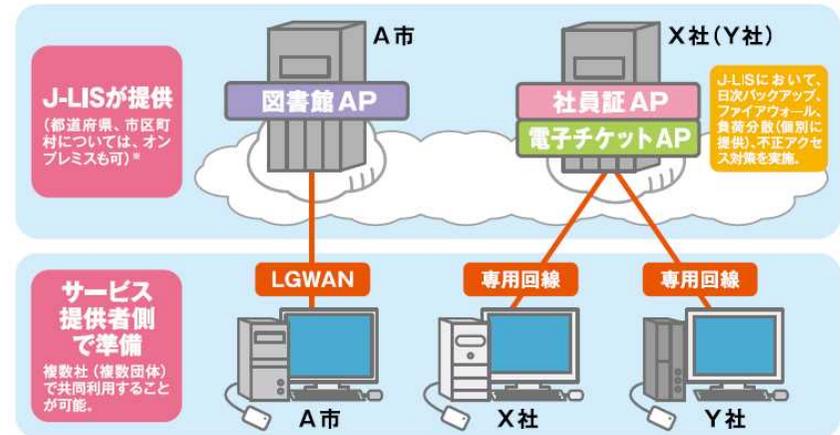
引き続き、社内事務手続きでの利用や会議出席管理など、新たなカード利活用の可能性を検討していきます。

## クラウドサービスの導入スケジュール

作業項目	期間				
	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目
事前準備	導入要件の確認・スケジュール・手順の確認・作成				
	条例の制定・改正※1				
設計・申込み	サービス運用設計・サービス利用申込				
	ネットワーク・機器調達				
設定・準備	クラウド利用申込み・カードAP登録依頼書提出※2				
	クラウド設定(J-LIS作業)				
	カードAP準備				
試験	ネットワーク・機器				
	動作確認試験				
研修	操作研修				
開始	利用約款合意・サービス開始				▲

※1 民間事業者の場合は、総務大臣の法基準適合性の確認が必要となります。  
 ※2 クラウド環境の構築に時間を要するため、サービス開始の2ヶ月前以上前に提出してください。

## マイナンバーカードアプリケーション搭載システムのクラウドサービス利用のイメージ



※市区町村のみ利用可能なICカード標準システムはオンプレミスのみとなります。  
 詳細は、J-LISのHPに掲載されている「ICカード標準システム導入検討の手引き」をご確認ください。

## サービス提供時間及び利用料金(クラウド)について

- サービス提供時間**  
 サービスをご利用いただける時間は、8:00~22:00(12月29日~1月3日を除く)となります。
- サポートサービス料**  
 月額75,350円(税抜き) ※サービス開始初年度は、別途、事務手数料が発生します。
- クラウドサービス料**  
 (1) サーバ利用: 月額31,800円(税抜き) ~ ※回線利用については、  
 (2) 回線利用: 月額15,100円(税抜き) ~ LGWANを利用する場合は不要です。
- 構築サービス料**  
 400,000円(税抜き) ~ ※クラウド環境の構築料となります。  
 ※上記費用のほか、既存業務システムの改修経費及び機器調達費用等が発生します。  
 ※詳細は、J-LISのHPに掲載の「サービス利用約款」をご確認ください。  
 URL: [https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms\\_bangoap.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap.html)

## クラウドサービスの導入に必要な主な準備

- 導入に必要な手続き**  
 総務大臣による民間事業者の法基準適合性の確認(民間事業者のみ)、  
 条例の制定(都道府県、市区町村)、クラウドサービス利用申込、  
 サービス利用申込、使用許諾契約の締結、利用約款の合意
- 導入に必要な機器**  
 専用回線(民間事業者のみ)、端末機器(パソコン)、生体認証機器、  
 ICカードリーダライタ、ワイヤロック等備品、  
 ネットワーク関連機器(必要に応じて)
- 導入に必要な費用**  
 ①イニシャルコスト: 機器経費、機器設定費、回線設定料、  
 クラウドサービス初期構築費  
 ②ランニングコスト: 機器保守費、ネットワーク回線使用料、クラウド  
 利用料、サポート料、カードAP搭載料(民間事業者のみ)

